伊達市市民活動支援センターNEWS

2020年（令和2年）5月11日発行
編集・伊達市市民活動支援センター

〒960-0502
伊達市箱崎字川端7番地
電話　024-583-2800
FAX　024-583-2820
mail bz004492@date-civilsupport.jp
公式HP http://www.date-civilsupport.jp

第38号

★2面では「今だから申し込みたい2つの助成金」情報の特集！

NPO法人や個人事業主も対象，「持続化給付金」の申請開始！売上が前年同月比▲50%以上なら、法人に上限200万円給付！

緊急事態宣言が延長される中「ひとり10万円の特別定額給付金」の申請手続きが始まりました。同時に「2020年1月以降に、前年同月比の事業収入が50%以上減少した月があれば」NPO法人や個人事業主も申請できる「持続化給付金」の申請受付も始まっています。この「持続化給付金」Web上での申請が基本になっていますからアクセスして確かめてみました。以下、申請要領をかいつまんでリポートいたします。

申請期間は5月1日から令和3年1月15日まで！「申請用HP」での「要領確認」がまずおススメ！

・まず「持続化給付金」の申請は「申請用HP」からの電子申請に限定されています。そのURLはhpps://jizokuka-kyufu.jp。左の写真がこのHPの最初のページ。申請したいNPO法人は何よりもまずここにアクセスして、どのような手順で申請するのか、を確認する必要があります。右上の写真はこのHPにある「持続化給付金申請要領」（中小法人向け）という文書の中の図ですが「仮登録」の前にこの文書をダウンロードしてよく読み込むことをおススメします。

「申請要件」「入力情報」「証拠書類」事前確認。NPO法人に確定申告書控えに代わる文書特例も。

・「持続化給付金」は「事業収入対前年同月比▲50%」が大前提ですから、これを証明する要件、情報、書類が必要です。何が必要かはHPで「仮登録」する前に上記「持続化給付金申請要領」で事前確認しておきましょう。でないと、申請時点で立ち往生してしまいます。

・とくに証拠書類としては2019年度の「確定申告書控」が基本となっていますから、確定申告を済ませているNPO法人はこの準備が必要です。ただし、公益法人や公益法人としてみなされる法人（NPO法人等）には特例が設けられており、確定申告書類の控えの代わりに右下の図にある書類が提出できるようになっています（ただし給付まで通常より時間がかかる場合もあります）。こうした特例が活用できるNPO法人は積極的に活用しましょう。なおこの給付金事業の所管は「中小企業庁」。現在はたいへん混みあっていますが、持続化給付金事業コールセンター0120-115-570も開設されています。

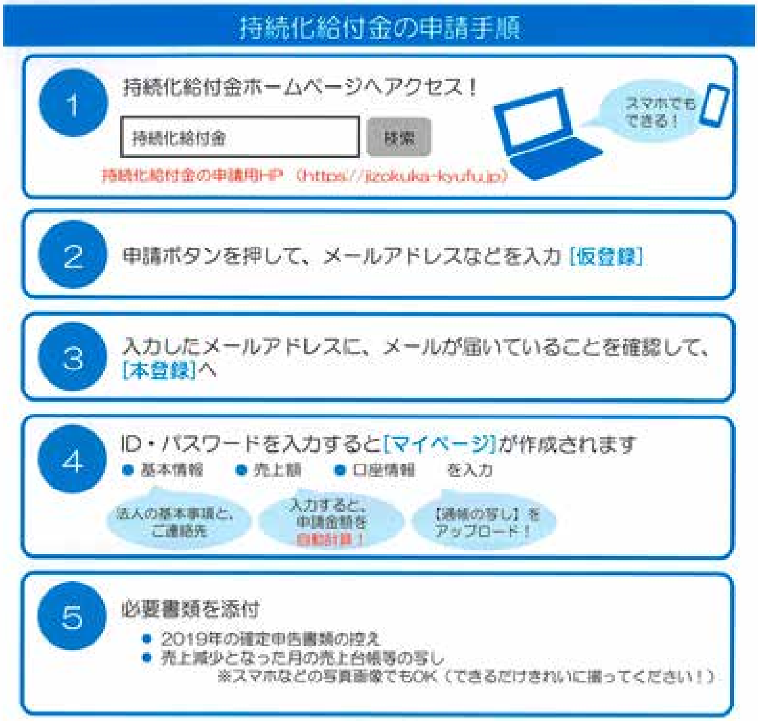

■「❶〜❺」が申請手順の基本です。［仮登録］の後に［本登録］となりますが必要書類は事前に「画像データ化」していないと「アップロード」できませんからご注意ください。

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出して下さい。

■証拠書類等

① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類
※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。
② 対象月の売上台帳等
③ 通帳の写し
④ 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

■給付額の算定式

S ＝ A － B × 12
S：給付額（上限200万円）
A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入
B：対象月の月間収入
※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等でいう営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。

■「持続化給付金申請要領」37ページで紹介されている「ＮＰＯ法人や公益法人等特例」の抜粋です。確定申告書類の代わりの書類や給付額の算定式が紹介されています。

tube.com/watch?v=YZ-ZMpwd4k4

市民活動の展開ままならないこの時期こそ、助成金情報に注目！
「住まいのまちなみコンクール」と「子どもゆめ基金第２次」募集中！

過去に「諏訪野」が国土交通大臣賞を受賞！
住民主体の、まちなみづくりを競うコンクールです。

・チラシにこうあります。「地域住民の皆さんのまちなみを育む取り組みを募集し（中略）その取り組みを支援します」。表彰は「国土交通大臣賞１点」「住まいのまちなみ賞４点」で受賞５団体には年間 50 万円の維持管理支援金が３年間贈られます。実は伊達市にはこのコンクールで国土交通大臣賞を受賞した団体があります。諏訪野にある団地組合法人諏訪野会です。諏訪野に続くチャレンジはいかがでしょう。町内会等に応募資格があります。詳細は支援センターまでお問い合わせください。

2020 年 10 月～ 2021 年３月末の活動が対象！
春～夏の展開が出来なかった団体におススメです!

・緊急事態解除まで中止もしくは延期を要請していた「子どもゆめ基金」ですが、助成課に問い合わせたところ、当初の予定通り、郵送申請なら６月 16 日まで第２次募集をしているとのことです。一次で「体験活動」「読書活動」が採択されたけれど事業展開を中止せざるを得なかった団体にはとくにおススメです。２次募集は「市町村規模・申請額 50 万円以下」のみですが、活動期間 10 月１日～ 2021 年３月末の活動なら申請できます。詳細は支援センターまでお問い合わせください。

支援センターの臨時休館は当面継続ですが、土・日・祝以外は、電話・FAX・メールでどうぞ！

・前号に続き、この 38 号も「新型コロナ対策号」となりました。「伊達市市民活動支援センター」の臨時休館も、当面の間継続となっています。それでも、非接触でできる「支援センター NEWS の発行」、「電話・FAX・メールによる相談」は十分できますから、元々お休みの土曜・日曜・祝日以外は、ご相談をお受けしております。今回リポートした「持続化給付金の申請」や「住まいのまちなみコンクール」「子どもゆめ基金」以外のご相談もぜひお寄せください。

伊 達 市 市 民 活 動 支 援 セ ン タ ー

電話番号： 024- 583- 2800　FAX： 024- 583- 2820

○開館： 毎週・月～金曜（土・日・祝日・休館）　伊達ふれあいセンター３階まで

午前９時～午後６時 mail bz004492@date-civilsupport.jp